

小松島市地域防災計画

平成 27 年 2 月

小松島市防災会議

第1編 総則

第1章 計画の概要

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、小松島市防災会議が作成する一般災害対策計画であり、小松島市（以下「市」という。）の地域における災害に係る市の処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務も含めて、その大綱を定めることにより、災害に対する総合的かつ計画的な対策の推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護し又は被害を最小限に止めること、また南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震防災対策特別措置法」という。）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な避難に関する事項及び南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

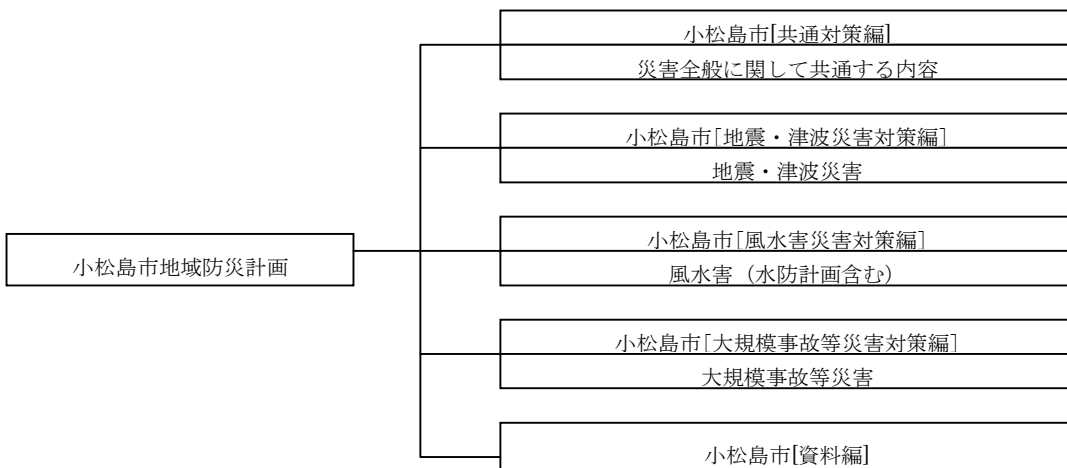
第2節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

小松島市地域防災計画は、「共通対策編」・「地震・津波災害対策編」・「風水害対策編」・「大規模事故等災害対策編」・「資料編」により構成される。

このうち、「共通対策編」は、市内の災害全般に関して共通の指針及び対策を定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「地震・津波災害対策編」・「風水害対策編」・「大規模事故等災害対策編」に定めるところによるものとする。

また、「風水害対策編」には「小松島市水防計画」を統合する。



2 計画の基本方針

- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、これに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。
- より厳しい事態を想定した対策を講じる。
- 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた予防対策を推進する。
- 住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの生命、身体、財産等を自ら守る「自助」、住民等の協働により組織・団体が積極的に地域を守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた社会の構築を推進する。
- 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。
- 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。
- 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
- 被災地域の特性を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により防災力の向上を図るため、防災会議の委員への任命等、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者、避難支援等関係者等の参画を拡大する。なお、避難支援等関係者とは、一人で避難することのできない高齢者や障がい者と日常から関わる者で、消防機関、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織及び地域に根差した幅広い団体等のことをいう。

(5) 津波警報等の伝達

市は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定め、さまざまな環境化にある市民に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線の他に、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ（ケーブルテレビ含む）、ラジオ（コミュニティ FM 含む）、携帯電話（緊急速報メール含む）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(6) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

市は、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

【避難場所や避難所等の位置づけ】

■広域避難場所

水害の範囲や火災の延焼範囲が拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所。

■指定避難所

災害時に被災者等が長期にわたって避難する場所で、行政が災害時の避難場所として指定を行っている場所。一般に学校、公民館、体育館などが指定されている。

津波来襲時には、浸水想定区域外にあるか上層階に避難が可能な場合のみ避難が可能である。

■指定緊急避難場所

災害発生時に緊急的・一時的な避難のために利用する場所で、行政が災害時の避難場所として指定を行っている場所。一般に山地や丘陵地などの高台や津波避難ビル、津波避難タワーなどが指定されている。

■津波避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。

第2節 被災者支援

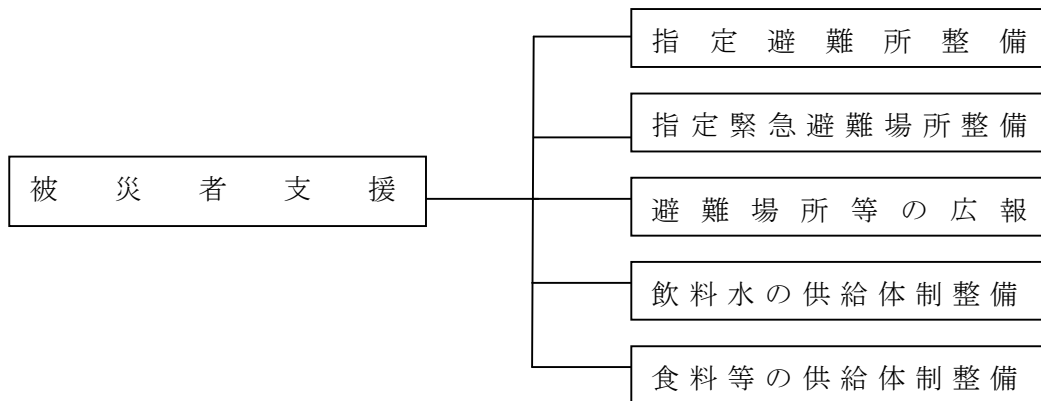
○計画の趣旨等

災害発生後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を滅失する等、引き続き救助を要する住民に対して、収容保護を目的とした施設の提供が必要となるため、指定避難所としての施設の指定及び整備を行う必要がある。

また、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保するため、高台にある公園や広場といった場所を、指定緊急避難場所として指定及び整備を行う必要がある。

なお、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品のそう失、流通機能の一時的停止や低下が起こった場合には、被災者への食料、生活必需品等の迅速な供給が必要となるため、災害発生直後から被災者に対し、円滑な生活救援物資の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を行う必要がある。

また、やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずる必要がある。



1 指定避難所整備

主担当課	市民安全課
副担当課	人権推進課（各厚生福祉解放センター含む）、健康増進課、保健センター、生活福祉課、児童福祉課（各保育所・児童館含む）、介護福祉課、競輪局、教育委員会

(1) 指定避難所の指定

市は、避難場所に避難した被災者のうち住居等をそう失する等、引き続き救護を要する者に対しての収容保護を目的として指定避難所を指定する。指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。また、そのなかで災害対策基本法第49条の7の規定に基づくものを選定する。

- ① 指定避難所は、原則として、小学校区、町等を単位として指定する。
- ② 指定避難所は、耐震性・耐火性の高い公共建築物（学校、体育館、公民館等）を利用する。
- ③ 指定避難所に受入れる被災者数は、おおむね居室2m²当たり1人を目安とする。

（指定避難所 … 資料編参照）

(2) 指定避難所の耐震性の確保

市は、指定避難所に指定した建築物については、できるだけ耐震診断等に努め、安全性を確認・確保するものとする。

(3) 指定避難所の備蓄物資

市は、指定避難所に必要な食料及び資機材等をあらかじめ確保し、必要が生じたときには直ちに配備できるよう、準備しておくものとする。また、市において備蓄が難しい物資については、民間事業者と協力協定を締結し、確保を図るものとする。

なお、主な備蓄物資は次のとおりとする。

ア 飲料水、食料	キ 給水用機材
イ 生活必需品	ク 医薬品
ウ 通信機材	ケ 仮設の小屋又はテント
エ 放送設備	コ 防疫用資機材
オ 照明設備（非常用発電器を含む）	サ 工具類
カ 炊き出しに必要な機材及び燃料 （鍋、釜、包丁、食器セット）	

2 指定緊急避難場所整備

主担当課	市民安全課
副担当課	都市整備課

市は、災害の危険が切迫した場合における市民等の安全な避難先を確保する必要があるため、高台にある公園や広場といった場所を含め、津波や洪水、崖崩れ等による災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、そのなかで災害対策基本法第49条の4の規定に基づくものを選定する。

3 避難場所等の広報

主担当課	市民安全課
副担当課	秘書人事課

市は、想定している災害の概要や当該災害の危険が及ぶことが想定される地域、広域避難場所や指定避難所、指定緊急避難場所の所在等、市民等が円滑に避難を行う上で必要な情報を記載した防災マップ等を作成し、市民等への周知徹底に努めるものとする。

4 飲料水の供給体制整備

主担当課	市民安全課
副担当課	人権推進課（各厚生福祉解放センター含む）、産業振興課、水道課、教育政策課、学校課（幼、小、中学校等含む）

(1) 飲料水の備蓄

① 目標数量

市の想定避難者を、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）で設定された発災1週間後避難者数約29,500人とし、その1週間分（1人1日3ℓ）程度に相当する量（62万ℓ：124万本/500mℓペットボトル）を目標とする。

(2) 飲料水等の確保対策

- ① 上水道の応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄増強に努める。
- ② 浄水器の導入による飲料水の確保について検討する。
- ③ 民間事業者と協力協定を締結し、飲料水を確保する。

5 食料等の供給体制整備

主担当課	市民安全課
副担当課	人権推進課（各厚生福祉解放センター含む）、産業振興課、水道課、教育政策課、学校課（幼、小、中学校等含む）

(1) 食料の備蓄

① 目標数量

市の想定避難者を、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）で設定された発災1週間後避難者数約29,500人とし、その1週間分程度に相当する量を目標とする。

② 品名

- | | |
|------------------------|--|
| ア 主食 | 乾パン、アルファ化米、即席めん、その他 |
| イ 乳児食粉ミルク、離乳食、ほ乳びん、その他 | |
| ウ 副食品等 | 副食品（梅干し、つくだ煮、缶詰め等）
調味料（塩、みそ、しょうゆ等）
災害弱者向け食品（粥、減塩食品等） |

(2) 食料等の備蓄体制

市は、(1)の①の目標数量の食料備蓄に努めるとともに、更新及びメンテナンスに配慮するものとする。また、主食、乳児食、副食品等の不足分については、民間事業者と協力協定を締結し、確保を図るものとする。

(2) 防災対策要員緊急招集システムの整備

市は、防災対策要員を緊急に招集できるよう、携帯電話等の緊急連絡用機器の活用を図るものとする。

① 機器の登録

市は、災害対策本部要員等が個人的に利用している「緊急連絡用機器」の連絡先を登録・更新し、招集システムの一環に組み入れるものとする。

(3) 防災通信システムの耐震化

市は、重要な防災通信施設には次のような措置を検討する。

- ① 通信用機器の転倒防止工事
- ② 自家発電装置の設置及び定期的点検
- ③ バッテリーの保管及び更新
- ④ 主要防災機関との間の通信ネットワークの二重化

3 防災情報システム整備

(1) 防災情報システムの整備

市は、被害状況の集計・分析やパソコン通信等に活用するためコンピューター等情報関連機器の整備を検討する。

(2) 防災情報システムの耐震化

市は、地震に備えて防災情報システムの耐震化を図るため、次のような措置を検討するものとする。

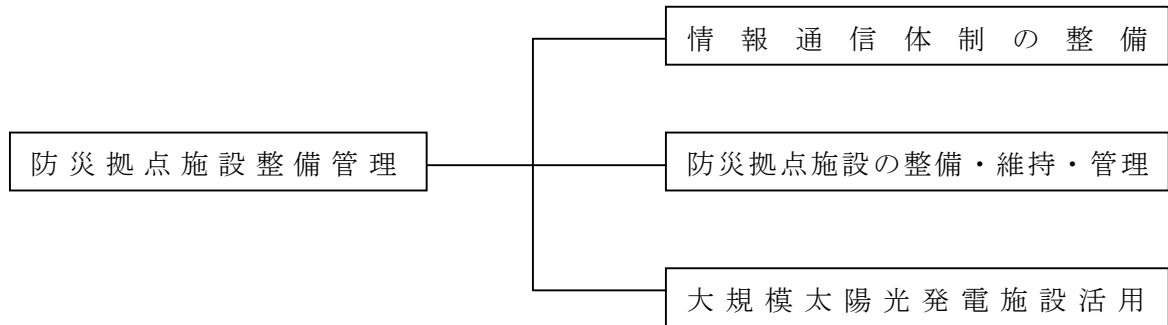
- ① 無停電電源装置の導入
- ② 防災関連システムのコンピューター設置場所への免震床の導入
- ③ 主要機器のシステムの二重化

第5節 防災拠点施設管理

○ 計画の趣旨等

大規模な災害が発生した場合、住民の安全を守るとともに、円滑な災害応急対策活動が実施できるよう、防災拠点施設を整備し、確実な維持管理に努める。

また、施設内の資機材及び物資の整備、充実に努めるものとする。



1 情報通信体制の整備

主担当課	市民安全課
副担当課	総務課

市は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備委に努める。

(1) 各無線施設等の整備充実

市は、自局の無線施設及び整備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実に図り、災害時における通信手段の確保に努める。

また、アマチュア無線局の協力体制の推進とあわせ、防災行政無線施設の適正な維持管理及び、徳島県情報通信ネットワークシステムの再整備並びに消防無線のデジタル化等の早急な整備に努めるものとする。

(2) 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）をしておくものとする。

2 防災拠点施設の整備・維持・管理

主担当課	市民安全課
副担当課	市民生活課、産業振興課、都市整備課、消防本部（署）、生涯学習課

市は、県と連携し、徳島小松島港（赤石地区）和田島緑地及び小松島市総合グラウンドを含む日峰大神子広域公園（脇谷地区）を大規模災害に備え、防災拠点施設として整備し、維持・管理する。

緑地内には耐震性貯水槽、防災倉庫、防災行政無線等の整備を図るほか、緑地内の多目的広場、野球場及び駐車場を市の広域避難場所（仮設住宅建設地）、県の海上輸送による救援物資の一時集積所として利用する。

また、小松島市総合グラウンドを含む日峰大神子広域公園（脇谷地区）についても災害発生時において、主として周辺住民の避難収容、広域避難地への段階的な避難等、一次避難地としての機能を発揮する都市公園・防災拠点施設としての整備を図るものとし、平常時においては、各拠点施設を防災訓練等の活動の場として利用する。

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定等のバックアップ対策を講じることに努める。

(1) 防災拠点施設の活用

市は大規模災害発生時における応急対策活動の拠点施設として活用するものとする。

① 徳島小松島港（赤石地区）和田島緑地

	使用者	規 模	備 考
耐震性貯水槽	市	水槽 50m ³ (約 5,500 人の 3 日分の飲料水)	1 日当たり 30/人
防災倉庫	市	備蓄室 100 m ²	約 60 m ² 程度を使用し残りは作業スペースとする。
広域避難場所 仮設住宅建設地	市	広域避難場所 15,600 人 仮設住宅建設地 660 戸	多目的広場、野球場、駐車場を利用する。
防災行政無線等	市	1 箇所	地域住民、港湾作業従事者等に対して災害情報を広報する。
救援物資集積所	県	約 6,000 m ²	耐震岸壁、耐震道路を利用し、海上輸送による救援物資を集積する。 野球場の一部を利用する。

② 小松島市総合グラウンドを含む日峰大神子広域公園（脇谷地区）

(2) 防災拠点施設の管理

市は、防災拠点施設及び備蓄品の維持・管理に努めるものとする。

(3) 住民等に対する周知

市は、和田島緑地を住民が災害時に活用できるよう施設の内容について広報誌等により広く周知するものとする。

また、住民等を対象にした防災訓練を開催し、災害時の拠点施設としての認識を高めるものとする。

(4) 地域の拠点となる避難所の整備・選定

市は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所（以下「拠点避難所」という。）について、県が「拠点避難所」として整備する県立高校等や、市自らが整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

① 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

② 「拠点避難所」として有すべき機能

ア 建物の耐震化、LED 太陽光照明灯など施設の安全性を確保

イ 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備

ウ 簡易トイレ、炊き出し用資材、テント、ヘリポートなど避難生活等に必要な資機材等

3 大規模太陽光発電施設の活用

主担当課	市民安全課
副担当課	市民生活課、産業振興課、都市整備課

平時の「電力安定供給」・「地球温暖化防止」、災害時の「広域防災拠点の機能強化」等を図るために県が整備する「和田島太陽光発電所」に関し、市は、「災害時における和田島太陽光発電所の電力供給に関する協定書」に基づき、住民の避難生活の質の向上を目的として、県等各関係機関との調整、連絡を密にするとともに、災害時に迅速な対応が行える体制の整備に努めるものとする。

② 地上捜索隊

地上捜索隊において次表に記載した記号を使用する場合には、それらの記号はその図に示される意味を有するものとしなければならない。

番号	通 報 内 容	記 号
1	作業完了	LLL
2	我等総員を発見	<u>LL</u>
3	我等一部の人員を発見したに過ぎず	┣┫
4	我等続行不能、基地に帰還中	XX
5	二隊に分れ、それぞれ矢印の方向に前進中	↔
6	この方向に航空機ありとの情報を受信	→→
7	何物も発見せず、捜索を続行す	NN

(4) 災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧

名 称	所 在 地	管 理 者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ
日峰大神子広域公園（脇谷地区） [小松島市総合グラウンド]	中田町字脇谷	小松島市教育委員会	38-1788	大
小松島高校運動場	日開野町字高須	小松島高校校長	32-2166	中
海上自衛隊第24航空隊	和田島町字洲瑞	第24航空隊司令	37-2111	大
勝浦川運動広場	田浦町字中川原 42	小松島市教育委員会	38-1788	中

3 災害派遣部隊撤収要請

主担当課	市民安全課
副担当課	総務課、消防本部（署）

市長は、自衛隊の災害派遣部隊等が派遣の目的を達成したときは、すみやかに知事に対し次の事項を記載した災害派遣撤収要請依頼書により災害派遣撤収要請を依頼するものとする。

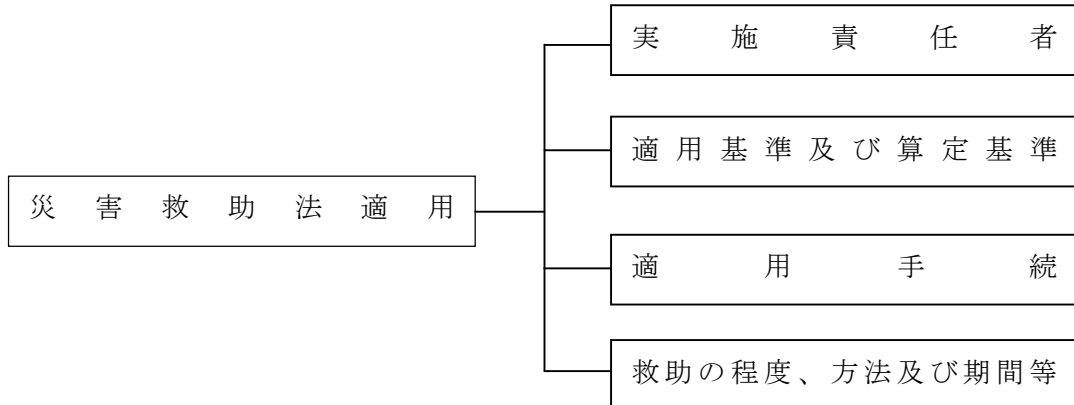
（「災害派遣撤収要請依頼書」 … 資料編参照）

5. 避難者支援計画

第9節 災害救助法適用

○ 計画の趣旨等

市内において一定基準以上の災害が発生し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等によって生活難に陥るなど現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し応急的・一時的な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図る必要がある。



1 実施責任者

主担当課	市民安全課
副担当課	市民生活課、生活福祉課

災害救助法が適用された場合の救助は、国の機関として知事が実施するほか、協力機関として知事の委託を受けて日本赤十字社徳島県支部が実施する。

なお、市長は、知事の委任を受けた場合は知事の補助機関として救助を実施する。

2 適用基準及び算定基準

主担当課	市民安全課
副担当課	市民生活課、生活福祉課

(1) 適用基準

災害救助法による救助は、市町村の区域単位にその区域を指定して行うこととし、同一原因による災害により、市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が救助を要する状態にあるときに適用するものとし、おおむね次の基準によるものとする。

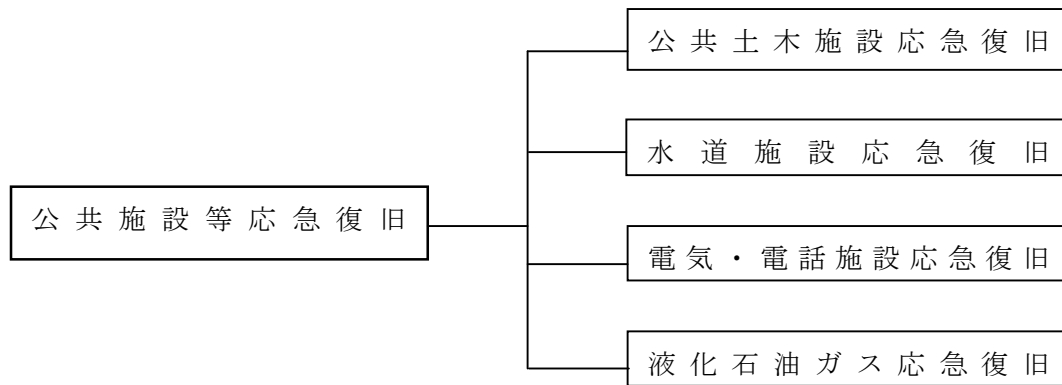
- ① 市地域内の住家滅失世帯数が60世帯以上に達したとき。
- ② 住家滅失世帯数が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の住家滅失世帯数が1,000世帯以上、市地域内での住家滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。

第16節 公共施設等応急復旧

○ 計画の趣旨等

道路、河川等の公共土木施設は、社会・経済活動を営む上で必要不可欠な施設である。これらの施設が災害により損壊した場合、避難、救出、災害応急対策等の活動を行う上で大きな障害となるため、これら公共土木施設が被災したときは、直ちに応急復旧の措置を講ずる必要がある。

また、水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の日常生活はもとより、社会・経済活動を行う上で欠くことのできない施設であるとともに、これら施設が損壊により機能が停止した場合、人心に与える影響は非常に大きいものとなる。このため、災害発生後直ちに、ライフライン関係機関は相互に連携を図り、それぞれの施設の機能の維持及び回復の活動を行う必要がある。



1 公共土木施設応急復旧

主担当課	市民安全課
副担当課	都市整備課、契約検査課

(1) 道路施設

① 基本方針

- ア 道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の状況に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。
- イ 道路上の破壊、倒壊等による障害物を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者、建設業協会等の協力を得て除去し、交通路の確保に努める。
- ウ 避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の災害対策活動に必要な路線は最優先して復旧にあたる。

② 情報収集

市は、被害を受けた道路及び交通状況等をすみやかに把握するため、現地に職員を派遣し道路状況の情報収集を行うとともに、関係機関と密接な情報交換を行う。

③ 応急復旧活動

ア 応急対策

(ア) 復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々な対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進め、通過重量や車両幅員等の制限を付してもすみやかに復旧し、開放する。

(イ) 道路占用施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知して適切な対処を要請するものとするが、緊急のためその時間がないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のために必要な措置を講じ、事後すみやかに各施設管理者へ通報する。

イ 復旧対策

復旧対策は、応急復旧に引き続き又は並行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等を検討し、通行止めを避けながら順次本復旧を進める。

④ 重点路線

避難、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、次の道路を重点路線として早期復旧等の応急対策を実施するものとする。

路線名	区 域	幅員	摘 要
県道小松島佐那河内線	千歳橋南詰～国道55号バイパス交差点	11m	
県道小松島港線	江田三差路～徳島赤十字病院、新港	15m	
県道徳島小松島線	市役所前～国道55号バイパス交差点	12m	
県道和田島赤石線	県道徳島小松島線交差点～小松島航空隊	11m	
市道横須堀川線	市役所前～小松島佐那河内線交差点	11m	
市道日峰公園線	日峰大神子広域公園（脇谷地区）〔小松島市総合グラウンド〕～県道小松島港線	11m	
市道北町日峰線	徳島赤十字病院～千歳橋北詰	11m	

⑤ 道路占用施設管理者との連携

道路管理者及び水道、電気、電話等道路占用施設管理者は、所管以外の施設に被害が発生しているのを発見したときは、相互に通報を行い合う等、互いに連携して迅速に応急対策が講じられるよう、協力するものとする。

(2) 河川施設

① 基本方針

災害により堤防、護岸等河川管理施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに、内水排除に全力をつくす。

② 応急対策

ア 堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、すみやかに復旧計画をたてて復旧する。

イ 水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行うとともに、内水の排除に努める。

- (4) 市は、津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者、障がい者などの災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。

さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 正確な津波警報等の情報収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 土のう等による応急浸水対策
- エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- オ 救助・救急等
- カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(参考)

津波に対する心得

(一般向け)

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をテレビ・ラジオ、広報車等を通じて入手する。
- 4 津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので、行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

(船舶向け)

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避する。
- 3 正しい情報をテレビ・ラジオ・無線等を通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最前の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

○港外:水深の深い、広い海域

○港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

6 津波に強いまちづくり

主担当課	市民安全課
副担当課	消防本部（署）

- (1) 市は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「推進計画」の作成を推進する。
- (2) 市は、津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定を踏まえ、地域住民が確実に避難できる体制を確立するため、徒歩による避難を原則として、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設を活用した避難場所等を確保するとともに、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

7 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

市は、共通対策編第1編第1章第1節の目的のため、津波避難困難地域の解消に努める。実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な 緊急に実施すべき事業種類	目標	達成期間
小松島ニュータウン地区	避難施設の整備事業	1か所	平成27～28年度

8 津波予報（大津波・津波警報及び津波注意報）及び地震・津波情報

(1) 津波予報

津波予報（津波警報及び津波注意報）は、地震が海底に起き、津波の来襲が予想される場合に、震央が北海道・本州・四国・九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600km以遠にある地震による津波については気象庁本庁が、また、おおむね600km以内にある地震による津波については、管区气象台等（近畿・中国（山口県を除く。）が、四国地方については大阪管区气象台）が発表して、厳重な警戒を促すものである。

津波予報の種類、その解説及び発表される津波の高さは、次の表のとおりである。

大津波・津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のための被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨発表する。

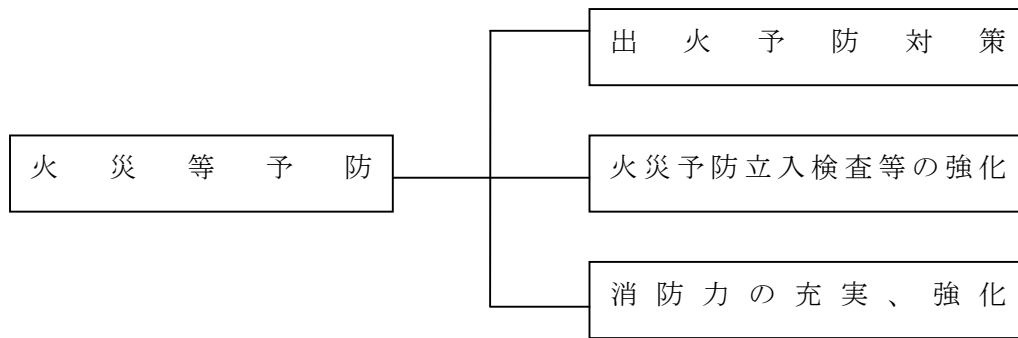
(2) 地震・津波情報

徳島地方気象台は、状況により「地震情報」「津波情報」を関係機関に通知する。

第4節 火災等予防

○ 計画の趣旨等

地震・津波時の二次的災害として火災があり、東日本大震災においても、地震・津波後に大きな火災の発生がみられた。このため、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の火災予防の指導及び消防力の整備を図る必要がある。



1 出火予防対策

主担当課	消防本部（署）
副担当課	市民安全課

地震時の火災は、同時に多数の地点で発生するおそれがあり、消防力が分散することにより、その機能を十分に発揮できないことが予測される。このため、住民、事業所等による出火の防止、延焼に至らないための初期消火が重要であり、この点を重視して地震時に出火させないための予防対策を行う。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法についても指導の徹底を図る。

(1) 一般家庭に対する防火意識の向上

地震発生時には、交通の阻害、消火栓の使用不能等により消防機関の活動が大幅に制限される。このため、各家庭における出火防止、初期消火の重要性及び消火器具等の設置について、次により啓発活動を行い防火意識の向上を図る。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障害者等の居る世帯については家庭を訪問し、住宅防火診断等を実施するなど、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

- ① 広報紙による啓発
- ② 防火講習会、防災指導等における啓発
- ③ 火災予防運動週間等における啓発
- ④ パンフレット等による啓発